

米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①1.第2項第1号に規定する住宅をいう。
- (2) 建築物 住宅以外の建築物（ブロック塀を除く。）をいう。
- (3) ブロック塀 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断であって、国要綱附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第1号イ又は第2号イに定めるものをいう。
- (5) 改修設計 国要綱附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第1号ハ、第2号ハ又は第3号イに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く。）をいう。
- (6) 耐震改修 建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第3号又は第4号に定めるもの（擁壁の耐震改修及び防火改修を除く。）をいう。
- (7) 建替え 国要綱附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第3号又は第4号に定める建替え（防火改修を除く。）をいう。ただし、耐震改修に代えて行うものに限る。

- (8) 除却 国要綱附属第Ⅱ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ－16－(12)－①3.第3号又は第4号に定める除却をいう。ただし、耐震改修に代えて行うものに限る。
- (9) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第12号に規定する設計図書をいう。
- (10) 要緊急安全確認大規模建築物 住宅・建築物防災力緊急促進事業に係る国の補助金（住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日付け国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号国土交通省住宅局長通知。以下「緊促要綱」という。）に規定する補助金をいう。）の交付の対象となる建築物をいう。
- (11) 避難路沿道ブロック塀 市が耐震改修促進計画に記載した避難路沿いにあるブロック塀をいう。
- (12) ZEH水準 国要綱附属第Ⅱ編ロ－16－(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ－16－(12)－①1.第2項第20号に定めるZEH水準をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定するところによる。

（交付目的）

第3条 補助金は、米子市耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進する事業を実施し、住宅及び建築物の耐震診断、改修設計、耐震改修、建替え又は除却、屋根瓦の耐震・耐風対策及び省エネ改修（耐震改修と併せて行うものに限る。以下同じ。）並びにブロック塀の耐震対策を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりに資することを目的とする。

（補助金の交付）

第4条 市は、住宅若しくは建築物又はブロック塀（別表第1の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の表の補助要件の項に定める要件に該当するものに限る。以下「対象建物等」という。）について、耐震診断、改修設計、耐震改修、建替え若しくは除却若しくは屋根瓦の耐震・耐風対策若しくは省エネ改修又は撤去若しくは改修（耐震診断、改修設計、耐震改修、

建替え、屋根瓦の耐震・耐風対策及び省エネ改修にあつては、別表第1の各号（第7号を除く。）に掲げる事業の区分に応じ、耐震診断、改修設計、耐震改修、建替え、屋根瓦の耐震・耐風対策及び省エネ改修の区分ごとに、当該各号の表の補助要件の項に定める要件に該当するものに限る。以下「補助事業」という。）を行う当該対象建物等の所有者（当該対象建物等の管理に関し、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体が構成されている場合には、当該団体。以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条の2 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1の各号に掲げる事業の区分に応じ、補助事業の区分ごとに、当該各号の表の補助対象経費の項に定める経費とする。

2 補助金の交付の対象となる経費の額（以下「補助対象経費の額」という。）について、仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、当該仕入控除税額は、控除するものとする。

3 補助金の額は、別表第1の各号に掲げる事業の区分に応じ、補助事業の区分ごとに、当該各号の表の補助金の額の項に定める額とする。

（申請）

第5条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに、米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の実施に要する経費の見積書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請に際して補助事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定に

かかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定をしたときは米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付を行わないことと決定したときは米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請却下通知書（別記様式第3号）により当該事業主体に通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請があった場合には、第4条の2第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

（補助事業の着手）

第7条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受け取った者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知書を受け取った後、速やかに、補助事業に着手するものとする。

2 補助対象者は、補助事業（耐震診断、改修設計、耐震改修、建替え、除却、屋根瓦の耐震・耐風対策及び省エネ改修に限る。）に着手したときは、直ちに、米子市震災に強いまちづくり促進事業着手届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、補助事業に係る契約書の写しを添付しなければならない。

4 補助対象者は、補助事業（ブロック塀の撤去及び改修に限る。以下この項において同じ。）に着手したときは、直ちに、米子市震災に強いまちづくり促進事業契約事項届出書（別記様式第4号の2）又は補助事業に係る契約書の写しを市長に提出しなければならない。

5 前項の規定により同項に規定する書類の提出があったときは、その提出

をもって規則第13条の規定による届出があったものとみなす。

(軽微な変更)

第8条 規則第11条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の額の変更(増額又は10万円以上の減額に係るものに限る。)又は補助事業の完了年月日の変更(当該年度において完了しない場合に限る。)以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第6条第2項の規定による補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(補助事業が完了している場合に限る。)のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断、改修設計、耐震改修、建替え、除却、屋根瓦の耐震・耐風対策及び省エネ改修 米子市震災に強いまちづくり促進事業実績報告書(別記様式第5号)
- (2) ブロック塀の撤去及び改修 米子市震災に強いまちづくり促進事業完了届出書兼実績報告書(別記様式第5号の2)

2 前項各号の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に要した経費の請求書又は領収書の写し
- (2) 耐震診断の結果を記載した書類(補助事業が耐震診断である場合に限る。)
- (3) 改修設計に基づき耐震改修又は建替えを実施した後における当該対象建物等の耐震診断の結果を記載した書類(補助事業が改修設計である場合に限る。)
- (4) 耐震改修、建替え、除却、屋根瓦の耐震・耐風対策又は省エネ改修に係る資料、写真等(補助事業が耐震改修、建替え、除却、屋根瓦の耐震・耐風対策又は省エネ改修である場合に限る。)
- (5) ブロック塀の撤去又は改修に係る資料、写真等(補助事業がブロック塀の撤去又は改修である場合に限る。)
- (6) 省エネ改修の結果を確認することができる書類(補助事業が省エネ改修である場合に限る。)

修である場合に限る。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

3 補助対象者は、第6条第3項の規定による交付決定を受けた場合には、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額（第12条第1項において「実績報告控除税額」という。）に相当する額を控除して得た額（当該交付決定に係る補助金の額を限度とする。）を精算額として報告しなければならない。

4 補助対象者は、当該年度の3月31日までに補助事業が完了しなかったときは、米子市震災に強いまちづくり促進事業進捗状況報告書（別記様式第6号）に同日までの補助事業の進捗の状況が分かる設計図書、出来高の算定の基礎となる資料等を添付して、これらを当該年度の翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、第6条第3項の規定により交付決定をした補助事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、第9条第1項又は第4項の規定による報告があった後に支払うものとする。

2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則第20条第2項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（補助事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助対象者は、第9条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、米子市震災に強いまちづくり促進事業消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、規則第22条第2項の規定により、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(指導等)

第13条 市長は、補助対象者に対し、当該補助対象者の所有に係る住宅、建築物及びブロック塀の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第8条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年1月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前に改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第4条の2の規定は、平成24年6月18日以後に同要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付について適用し、同日前にこの要綱による改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のあった米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2条第1項第8号に規定する要緊急安全確認大規模建築物に対して行う耐震診断（同項第3号に規定する耐震診断をいう。）について米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の申請を行っている者（交付の決定を受けているものを除く。）及び補助金の交付の決定を受けている者（この要綱の施行前に補助金の交付を受けたものを除く。）については、この要綱による改正前の補助金交付要綱別表の1の項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表の規定は、この要綱の施行

の日以後に着手する補助事業（改正後の要綱第4条に規定する補助事業であって、同日以後に米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「現要綱」という。）第5条第1項の規定による当該補助事業に係る米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付の申請を行い、当該申請に対する現要綱第6条第2項の補助金交付決定通知書の交付を受けて着手するものをいう。）について適用し、この要綱の施行の際現に実施している補助事業（この要綱による改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条に規定する補助事業をいう。以下この項において同じ。）及びこの要綱の施行前に現要綱第5条第1項の規定による米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金の交付の申請を行い、当該申請に対する現要綱第6条第2項の補助金交付決定通知書の交付を受けて着手する補助事業については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱第9条第4項の規定は、この要綱の施行の際現に実施している補助事業（改正前の要綱第4条に規定する補助事業であって、平成29年3月31日までに着手したものに限り、次項において「平成29年度継続補助事業」という。）についても適用する。

4 前項の規定による平成29年度継続補助事業に係る改正後の要綱第9条第4項の規定の適用については、同項中「当該年度の翌年度の4月5日」とあるのは、「平成29年5月31日」とする。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月3日から施行し、令和元年10月1日以後に完了する補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により交付の申請がされる米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により交付の申請がされた米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第3条、第4条及び第9条第2項並びに別表の第1号、第3号及び第5号の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条の規定により交付の申請がされる米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第5条の規定により交付の申請がされた米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある次に掲げる規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 - (1) 第1条の規定による改正前の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱別記様式第1号

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第7条第2項から第5項まで並びに第9条第1項及び第2項の規定は、この要綱の施行の日前に交付の決定又は内示を行った米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金に係る補助事業（同要綱第4条に規定する補助事業をいう。）についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされた米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされた米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされた米子市震

災に強いまちづくり促進事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第4条の2関係）

(1) 木造住宅耐震化促進事業

補助事業	耐震診断		耐震改修及び建替え
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費		木造住宅の耐震改修工事又は建替工事に要する経費
	限度額		
	(1) 設計図書がある場合 1戸当たり17万円 (2) 設計図書がない場合 1戸当たり20万4,000円	1棟当たり、300万円又は国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第1項第3号後段に定めるところにより算出した費用の額のいずれか低い額	1戸当たり425万4,000円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 木造であること。</p> <p>ウ 平成12年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>		
	<p>当該耐震診断が、次のアからエまでのいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のものに限り。）により行われるものであること。</p> <p>ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの</p> <p>イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号別添。以下「指針」という。）第一に示すもの</p> <p>ウ 国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に示す一般診断法又は精密診断法によるもの</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの</p>	<p>当該耐震改修又は建替えが、次のアからオまでのいずれかに該当するもの（令和2年3月31日以前に、補助金の交付を受けて改修設計が行われた住宅を対象とするものに限り。）であること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I wが1.0以上となるもの</p> <p>ウ 指針第二に示す耐震改修を行い、I wが0.7以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限り。）</p> <p>エ 指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI wが1.0以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限り。）</p> <p>オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	
補助金の額	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）		補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(2) 木造住宅耐震化総合支援事業

補助事業	改修設計	耐震改修及び建替え
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	木造住宅の耐震改修設計に要する経費	木造住宅の耐震改修工事又は建替工事に要する経費
	限度額	
	1戸当たり32万円	1戸当たり175万円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在るものであること。</p> <p>イ 木造であること。</p> <p>ウ 平成12年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>	
	<p>当該改修設計が、当該設計により改修工事を行うものであること。</p>	<p>当該耐震改修又は建替えが、次のアからオまでのいずれかに該当するもの（令和2年3月31日以前に、補助金の交付を受けて改修設計が行われた住宅を対象とするものを除く。）であること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I w が1.0以上となるもの</p> <p>ウ 指針第二に示す耐震改修を行い、I w が0.7以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>エ 指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI w が1.0以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>
補助金の額	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(3) 非木造住宅耐震化促進事業

補助事業	耐震診断		耐震改修及び建替え
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	非木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費		非木造住宅の耐震改修工事又は建替工事に要する経費
	限度額		
	1戸当たり20万4,000円	1棟当たり、300万円又は国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第1項第3号後段に定めるところにより算出した費用の額のいずれか低い額	1戸当たり425万4,000円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 非木造であること。</p> <p>ウ 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>		
	<p>当該耐震診断が、次のアからエまでのいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のものに限る。）により行われるもの（第2次診断法以上の診断法によるものに限る。）であること。</p> <p>ア 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの</p> <p>イ 指針第一に示すもの</p> <p>ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に示す第2次診断法又は第3次診断法によるもの</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの</p>	<p>当該耐震改修又は建替えが、次のアからウまでのいずれかに該当するもの（令和2年3月31日以前に、補助金の交付を受けて改修設計が行われた住宅を対象とするものに限る。）であること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I s が0.6以上かつqが1.0以上となるもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	
補助金の額	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）		補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(4) 非木造住宅耐震化総合支援事業

補助事業	改修設計	耐震改修及び建替え
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	非木造住宅の耐震改修設計に要する経費	非木造住宅の耐震改修工事又は建替工事に要する経費
	限度額	
	1戸当たり32万円	1戸当たり175万円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 非木造であること。</p> <p>ウ 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>	
	当該改修設計が、当該設計により改修工事を行うものであること。	<p>当該耐震改修又は建替えが、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行い、I_sが0.6以上かつqが1.0以上となるもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>
補助金の額	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(5) その他の住宅耐震化促進事業

補助事業	除却	屋根瓦の耐震・耐風対策	
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅		
補助対象経費	住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る。）の除却工事に要する経費	住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る。）の屋根の軽量化工事又は屋根瓦の落下防止措置工事に要する経費	所有者等が行う屋根瓦の耐震耐風改修に要する経費
	限度額		
	1戸当たり425万4,000円	1戸当たり90万円	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第11項第二号ロに定める費用
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 昭和56年5月31日（木造住宅にあっては、平成12年5月31日）以前に建築されたものであること。</p> <p>ウ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>エ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>オ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>ウ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>エ 屋根瓦の耐震及び耐風のための対策が必要であると市長が認めるものであること。</p> <p>オ 次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア)昭和56年6月1日（木造住宅にあっては、平成12年6月1日）以降に建築されたものであること。</p> <p>(イ)昭和56年5月31日（木造住宅にあっては、平成12年5月31日）以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたものであること。</p> <p>(ウ)耐震改修工事を実施したもののうち、倒壊の危険性が低いものであること。</p> <p>(エ)耐震改修工事を併せて行うもののうち、当該耐震改修工事の結果、倒壊の危険性が低下するものであること。</p> <p>(オ)土葺き瓦屋根を有するものであること。</p>	昭和46年建設省告示第109号に適合しない屋根であること。
		<p>当該屋根瓦の耐震耐風対策が、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 「一般社団法人全日本瓦工事業連盟ほかが発行した瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に基づいて新たに施工するもの（これと同等以上に安全性を向上すると認められるものを含む。）</p> <p>イ 建築基準法に規定する耐風性能を有する金属葺きによるもの</p>	
補助金の額	補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(6) 建築物耐震化促進事業

補助事業	耐震診断	耐震改修、建替え及び除却
対象建物等	建築物	要緊急安全確認大規模建築物
補助対象経費	建築物の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費	建築物の耐震改修工事、建替工事又は除却工事に要する経費
	限度額	
	1棟当たり、300万円又は国要綱附属第Ⅲ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第2項第3号に定めるところにより算出した費用の額のいずれか低い額	緊促要綱第3第1項第3号イからハマまでに定める費用の額
補助要件	<p>当該建築物が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ 住宅以外の建築物であること。</p> <p>ウ 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。</p> <p>エ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>オ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>カ 補助事業が改修設計、耐震改修、建替え又は除却である場合には、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p>	
	<p>当該耐震診断が、次のアからエまでのいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のものに限る。）により行われるものであること。</p> <p>ア 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの</p> <p>イ 指針第一に示すもの</p> <p>ウ 木造住宅の耐震診断と補強方法に示す一般診断法又は精密診断法によるもの</p> <p>エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に示す第2次診断法又は第3次診断法によるもの</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの</p>	<p>補助事業が耐震改修又は建替えである場合には、当該耐震改修又は建替えが、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示すもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>
補助金の額	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	補助対象経費の額に600分の269を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

(7) ブロック塀撤去改修事業

補助事業	撤去		改修	
対象建物等	避難路沿道ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀	避難路沿道ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀
補助対象経費	ブロック塀の撤去工事に要する経費（ブロック塀 1 m 当たり 1 万 8,000 円を上限とする。）		ブロック塀の撤去工事後に行う軽量なフェンス、生け垣等による復旧に要する経費（ブロック塀 1 m 当たり 2 万 5,000 円を上限とする。）	
	限度額			
	1 件当たり 45 万円	1 件当たり 22 万 5,000 円	1 件当たり 60 万円	1 件当たり 30 万円
補助要件	当該ブロック塀が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 本市の区域内に在するものであること。 イ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。			
	<p>(1) 補助事業が避難路沿道ブロック塀の撤去である場合には、当該避難路沿道ブロック塀が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 市の耐震改修促進計画に記載された避難路沿いにあるものであること。 イ 高さが 0.6 m を超えるものであること。 ウ 不特定の者が通行する道路に面したものであること。 エ 別表第 2 又は別表第 3 に定める点検表により点検した結果、安全対策が必要と判断された危険性の高いものであること。 オ ウ及びエに該当する部分の全てが含まれるものであること。 カ 過去に補助金の交付を受けて実施したブロック塀の撤去又はブロック塀を撤去した範囲に行う軽量なフェンス、生け垣等による復旧に係る当該ブロック塀と同じ位置に存するものでないこと。</p> <p>(2) 補助事業が不特定の者が通行する道に面したブロック塀の撤去である場合には、当該ブロック塀が、前号イからカまでに掲げる要件の全てに該当するものであること。</p>	<p>(1) 補助事業が避難路沿道ブロック塀の改修である場合には、当該避難路沿道ブロック塀が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 市の耐震改修促進計画に記載された避難路沿いにあるものであること。 イ 高さが 0.6 m を超えるものであること。 ウ 不特定の者が通行する道路に面したものであること。 エ 別表第 2 又は別表第 3 に定める点検表により点検した結果、安全対策が必要と判断された危険性の高いものであること。 オ ウ及びエに該当する部分の全てが含まれるものであること。 カ 過去に補助金の交付を受けて実施したブロック塀の撤去に係る当該ブロック塀と同じ位置に新設するものであること。 キ 建築基準法第 42 条第 2 項の規定により指定された道路内又は同条第 3 項の規定により水平距離を指定された道路内に新設するものでないこと。</p> <p>(2) 補助事業が不特定の者が通行する道に面したブロック塀の改修である場合には、当該ブロック塀が、前号イからキまでに掲げる要件の全てに該当するものであること。</p>		
補助金の額	補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）		補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）	

備考 1 この表において「I w」とは、指針第一第一号に掲げる構造耐震指標をいう。

2 この表における「I w」は、各階の張り間及び桁行方向の I w のうちの最小値とする。ただし、耐震改修又は建替えが、指針第二に示す耐震改修を行い、2 階建て住宅の 1 階部分の I w が 1.0 以上となるものである場合（指針第二に示す耐震改修を行い、I w が 1.0 以上となるものの基準を満たすために段階的に行われる場合に限る。）には、2 階建て住宅の 1 階部分の最小値とする。

3 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法及び精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）により耐震診断をする場合には、「I w」とあるのは、「評点」と読み替えるものとする。

4 その他指針第一第一号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合には、I w は、当該指標によることができる。

(8) 省エネ改修推進事業

補助事業	省エネ改修
対象建物等	戸建住宅及び併用住宅
補助対象経費	所有者等が行う省エネ改修（開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事）に係る経費
	限度額
	1戸当たり87万5,000円
補助要件	<p>当該住宅が、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>ア 本市の区域内に在するものであること。</p> <p>イ この要綱に基づく耐震改修と併せて行う省エネ改修であること。</p> <p>ウ 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないものであること。</p> <p>エ 国、地方公共団体等以外の者が所有するものであること。</p> <p>オ この要綱に基づく省エネ改修後の住宅の省エネ性能は、ZEH水準に相当するものであること。</p> <p>カ 補助対象経費のうち、設備の効率化に係る工事については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。</p>
補助金の額	補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる。）

- 備考 1 この要綱に基づく耐震改修に係る補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる部分に係る経費を除く。
- 2 とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。
- 3 とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる省エネ改修等に係る経費を除く。

別表第2（第4条関係）

補強コンクリートブロック造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で、15cm以上又は高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている。	はい	いいえ
	壁内に、径9mm以上の鉄筋が、縦横80cm以内の間隔で入っている。	はい	いいえ
4 控壁（高さが1.2mを超える塀の場合）	長さ3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が、塀の高さの5分の1以上突出してある。	はい	いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で、根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れがない。	はい	いいえ
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	はい	いいえ
8 その他	塀が、土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック造の塀の安全対策を必要とする。		
補助対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

備考 鉄筋が入っていない場合は、別表第3を使用する。

別表第3（第4条関係）

組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上ある。	はい	いいえ
3 控壁	長さ4m以内ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある。	はい	いいえ
4 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れがない。	はい	いいえ
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	はい	いいえ
7 その他	塀が、土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策を必要とする。		
補助対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ